

長崎市認定地域クラブ活動費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の中学校の生徒がスポーツ及び文化芸術活動を継続して取り組むことができる環境を整備するため、認定地域クラブ活動を行う団体（以下「認定地域クラブ」という。）に対し、予算の範囲内において、長崎市認定地域クラブ活動費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、長崎市補助金等交付規則（昭和63年長崎市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定地域クラブ活動 次に掲げる要件を全て満たす活動をいう。
 - ア 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること。
 - イ 適切な活動時間及び休養日が設定されていること。
 - ウ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。
 - エ 適切な指導の実施体制が確保されていること。
 - オ 適切な安全確保の体制が確保されていること。
 - カ 適切な運営体制が確保されていること。
 - キ 学校等との連携が適切に行われていること。

- (2) 休日 次に掲げる日

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日

ウ １２月２９日から翌年の１月３日までの日（イに掲げる日を除く。）

（補助対象事業）

第３条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 認定地域クラブ活動に係る事業
- (2) その他認定地域クラブの目的の達成に必要な事業

（補助対象経費）

第４条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る次に掲げる経費とする。

- (1) 人件費
- (2) 報償費
- (3) 旅費
- (4) 需用費（酒席を伴う飲食費又は懇親会の経費を除く。）
- (5) 役務費
- (6) 委託料
- (7) 使用料及び賃借料（酒席を伴う飲食費又は懇親会の経費を除く。）
- (8) 備品購入費
- (9) 負担金、補助及び交付金

（補助金の額）

第５条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 平日の認定地域クラブ活動 別表 1 に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める補助基準額と、平日の認定地域クラブ活動に係る補助対象経費の合計額から平日の認定地域クラブ活動に係る収入（会員の保護者等が負担したものに限る。）を控除した額のいずれか低い額

(2) 休日の認定地域クラブ活動 別表 2 に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める補助基準額と、休日の認定地域クラブ活動に係る補助対象経費の合計額から休日の認定地域クラブ活動に係る収入（会員の保護者等が負担したものに限る。）を控除した額のいずれか低い額（交付の申請）

第 6 条 規則第 3 条第 1 項の期日は、補助対象事業を行う年度の 3 月 3 1 日とする。

2 規則第 2 2 条の規定により、補助金の交付の申請は、規則第 3 条第 1 項の申請書に代えて、前条第 1 号の補助金にあつては、長崎市認定地域クラブ活動費補助金交付申請書（平日分）（第 1 号様式）、前条第 2 号の補助金にあつては、長崎市認定地域クラブ活動費補助金交付申請書（休日分）（第 1 号様式の 2）によるものとする。

3 規則第 3 条第 2 項の規定により、同条第 1 項第 1 号から第 3 号までに規定される書類の添付は省略するものとする。ただし、規則第 1 5 条第 1 項ただし書の規定により概算払により補助金の交付を受けようとする場合は、規則第 3 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定される書類を添付するものとする。

4 補助金を申請しようとする者は、その申請時に当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方

税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入に係る消費税相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

（交付の条件）

第 7 条 規則第 5 条第 1 項第 4 号の市長が必要と認める事項は、次の各号に定める事項とする。

- (1) 補助対象事業に係る収支状況を明らかにした帳票又は帳簿及び関係書類を備え、当該補助事業を行った年度の翌年度から 5 年間保存すること。
- (2) 第 5 条第 1 項の補助金の交付を受けようとする場合は、長崎市立小・中学校課外クラブ活動費補助金交付要綱（令和 3 年長崎市告示第 256 号）第 1 条に規定する長崎市立小・中学校課外クラブ活動費補助金が交付されていないこと。

（申請の取下げ）

第 8 条 規則第 7 条第 1 項の別に定める期日は、規則第 6 条第 1 項の規定による通知を受領した日から起算して 30 日を経過した日とする。

（実績報告）

第 9 条 規則第 12 条第 2 号の別に定める期日は、補助対象事業を実施する日の属する年度の翌年度の 4 月 5 日とする。

- 2 規則第 12 条第 2 号の市長が必要と認める書類は、認定地域クラブの事業報告書とする。
- 3 規則第 22 条に規定により、補助対象事業が完了したときは、規則第 12 条の補助事業等実績報告書に代えて、第 5 条第 1 号の補助金にあつ

ては、長崎市認定地域クラブ活動費補助金交付実績報告書（平日分）

（第２号様式）、第５条第２号の補助金にあつては、長崎市認定地域クラブ活動費補助金交付実績報告書（休日分）（第２号様式の２）により行うものとする。

（財産処分の特例）

第１０条 規則第１９条ただし書の市長が別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定められた資産の耐用年数とする。

２ 規則第１９条第２号又は第３号の別に定めるものは、省令に定められた資産とする。

（補助金の交付手続の特例）

第１１条 規則第２１条の規定により、規則第１５条第１項ただし書の規定により概算払により補助金の交付を受けた場合を除き、規則第１３条の手続は、規則第６条に規定する手続に併合するものとする。

（消費税等に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第１２条 第６条第４項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした者は、補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、仕入れに係る消費税等相当額報告書（第３号様式）により速やかに市長に報告しなければならない。この場合において、市長は、当該仕入れ控除税額があるときは、その全部又は一部を返還させるものとする。

（委任）

第１３条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和８年度の予算に係る補助金から適用する。

別表１（第５条関係）

区分	補助基準額
(1) 運動クラブ（競技又はレクリエーションを目的とする身体運動を行う団体をいう。以下同じ。）及び吹奏楽クラブ（吹奏楽（オーケストラを含む。）を行う団体をいう。以下同じ。）	1, 5 7 0 円に補助対象事業を行う日の属する年度の５月３１日現在の当該クラブの会員（本市に所在する中学校（学校教育法第１条に規定する中学校（同条に規定する特別支援学校の中学部を含む。））の生徒に限る。次号において同じ。）の数を乗じて得た額
(2) 文化クラブ（前号以外の文化活動を行う団体をいう。以下同じ。）	1, 0 7 0 円に補助対象事業を行う日の属する年度の５月３１日現在の当該クラブの会員の数を乗じて得た額

別表２（第５条関係）

区分	補助基準額			
	月４回以上 活動	月３回程度 活動	月２回程度 活動	月１回程度 活動

(1) 会員数 27 人以上で指導者を 3 人以上配置	運動クラブ	運動クラブ	運動クラブ	運動クラブ
	6 7 3 千円	5 5 0 千円	4 2 7 千円	3 0 5 千円
	文化クラブ	文化クラブ	文化クラブ	文化クラブ
	6 9 1 千円	5 6 9 千円	4 4 6 千円	3 2 3 千円
(2) 会員数 13 人から 26 人までで指導者を 2 人配置	運動クラブ	運動クラブ	運動クラブ	運動クラブ
	5 7 6 千円	4 7 5 千円	3 7 3 千円	2 7 2 千円
	文化クラブ	文化クラブ	文化クラブ	文化クラブ
	5 9 6 千円	4 9 4 千円	3 9 3 千円	2 9 1 千円
(3) 会員数 5 人から 12 人までで指導者を 1 人配置	運動クラブ	運動クラブ	運動クラブ	運動クラブ
	4 2 3 千円	3 5 6 千円	2 9 0 千円	2 2 4 千円
	文化クラブ	文化クラブ	文化クラブ	文化クラブ
	4 4 3 千円	3 7 7 千円	3 1 1 千円	2 4 5 千円

備考

- 事業実施月数（1 月に満たない端数を生じたときは、これを 1 月とする。）が 12 月に満たない場合には、上記のそれぞれの補助基準額に応じ、月割によって計算する（千円未満切り捨て）。
- 会員数は、長崎市に所在する中学校の生徒の数とし、各月の会員数の年間平均（小数点以下は切り上げ）で算出する。
- 会員数が 27 人以上の場合であっても、指導者が 2 人の場合には(2)の補助単価を、指導者が 1 人の場合には(3)の補助単価を適用する。
- 会員数が 13 人から 26 人までの場合であっても、指導者が 1 人の場合には(3)の補助単価を適用する。
- 会員数が 5 人未満の地域クラブ活動については、原則として補助対象外とするが、へき地、離島で実施している場合など、特別な事情があると認められる場合は、補助対象とし、(3)の補助単価を適用する。

第 1 号様式（第 6 条関係）

長崎市認定地域クラブ活動費補助金交付申請書（平日分）

年 月 日

（あて先） 長崎市長

申請者 住所
団体名
代表者

長崎市認定地域クラブ活動費補助金交付要綱第 6 条第 3 項の規定により、
次のとおり申請します。

補助年度		補助事業等の名称	長崎市認定地域クラブ活動費補助金
補助事業等の目的及び内容	長崎市認定地域クラブ活動費補助金交付要綱に定めるもの		
クラブの種類			
1 人当たり単価①			
5 月 31 日現在の会員数②			
基準額Ⅰ（①×②）			
平日の活動に要する経費③			
平日の活動に係る収入④			
基準額Ⅱ（③－④）			
交付申請額（基準額Ⅰと基準額Ⅱの少ない方）			

第1号様式の2（第6条関係）

長崎市認定地域クラブ活動費補助金交付申請書（休日分）

年 月 日

（あて先） 長崎市長

申請者 住所
団体名
代表者

長崎市認定地域クラブ活動費補助金交付要綱第6条第3項の規定により、次のとおり申請します。

補助年度		補助事業等の名称	長崎市認定地域クラブ活動費補助金
補助事業等の目的及び内容	長崎市認定地域クラブ活動費補助金交付要綱に定めるもの		

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
活動回数													
うち休日の活動回数													
休日所属会員数													
休日指導者数													

クラブの種類		事業実施月数		平均休日活動回数	
平均休日会員数		平均休日指導者数		基準額Ⅰ	
休日の活動に要する経費①			休日の活動に係る参加費等の収入②		
基準額Ⅱ (①－②)			交付申請額（基準額Ⅰと基準額Ⅱの少ない方）		

- ・事業実施月数に1月に満たない端数があるときは、1月として計算する。
- ・平均休日活動回数に小数点以下の端数が生じた場合は、その端数を四捨五入する。
- ・平均休日会員数に小数点以下の端数が生じた場合は、これを切り上げる。
- ・平均休日指導者配置人数に小数点以下の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

第 2 号様式（第 9 条関係）

長崎市認定地域クラブ活動費補助金実績報告書（平日分）

年 月 日

（あて先） 長崎市長

補助対象者 住所

団体名

代表者

長崎市認定地域クラブ活動費補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により、次のとおり報告します。

交付決定 年月日		文書番号	
補助年度		補助事業等の名称	長崎市認定地域クラブ活動費補助金
補助事業の 完了年月日		補助金交付 決定金額	
補助金の既交付金額			
クラブの種類			
1 人当たり単価①			
5 月 31 日現在の会員数②			
基準額Ⅰ（①×②）			
平日の活動に要する経費③			
平日の活動に係る収入④			
基準額Ⅱ（③－④）			
補助事業等の経費精算額 （補助対象金額）			

添付書類 収支決算書又は収支計算書、事業報告書

第 2 号様式の 2 （第 9 条関係）

長崎市認定地域クラブ活動費補助金交付実績報告書（休日分）

年 月 日

（あて先） 長崎市長

補助対象者 住所
団体名
代表者

長崎市認定地域クラブ活動費補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により、次のとおり報告します。

交付決定 年月日		文書番号	
補助年度		補助事業等の名称	長崎市認定地域クラブ 活動費補助金
補助事業の 完了年月日		補助金交付決定金額	
補助金の既交付金額			

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
活動回数													
うち休日の 活動回数													
休日所属 会員数													
休日指導 者数													

クラブの種類		事業実施 月数		平均休日 活動回数	
平均休日 会員数		平均休日 指導者数		基準額 I	
休日の活動に 要する経費①			休日の活動に係る参加費 等の収入②		
基準額 II (①－②)			交付申請額（基準額 I と 基準額 II の少ない方）		

添付書類 収支決算書又は収支計算書、事業報告書